

災害時の避難場所等の指定内容を更新しました

図危機管理課 (☎017-734-5059)

市では、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所について、下記のとおり更新しました。災害時の避難先を確認しておきましょう。

■避難者の受入場所増加に伴い、
洪水時の避難も可能となった指定緊急避難場所

施設名	洪水(更新後)
青森明の星短期大学、高等看護学院、佃小学校、堤小学校	▲(2階以上)

■避難者の受入場所増加に伴い、
津波時の避難も可能となった指定緊急避難場所

施設名	津波(更新後)
福祉増進センター	▲(3階以上)

■津波の浸水が想定されるため、避難ができなくなった、もしくは条件付きで避難が可能となった指定緊急避難場所

施設名	津波(更新後)
1号遊歩道緑地 (勝田一丁目～花園二丁目地内)	×
2号遊歩道緑地 (造道三丁目～大字泉野字野脇地内)	×
アートホテル青森	▲(3階以上)
青い森公園	×
青森明の星短期大学	▲(2階以上)
青森グリーンパークホテル・アネックス	▲(2階以上)
青森市総合福祉センター	▲(2階以上)
青森東高等学校	▲(2階以上)
アップルパレス青森	▲(3階以上)
アピオあおもり	▲(2階以上)
油川市民センター	▲(2階以上)
油川小学校	▲(2階以上)
油川中学校	▲(2階以上)
浦町公園	×
浦町小学校	▲(2階以上)
浦町中学校	▲(2階以上)
沖館市民センター	▲(3階以上)
沖館小学校	▲(2階以上)
沖館中学校	▲(2階以上)
勝田公園	×
北金沢公園	×
北中学校	▲(2階以上)
旧後潟小学校	×
旧西田沢小学校	×
協同組合タッケン美術展示館 (市民美術展示館)	▲(2階以上)
県民福祉プラザ	▲(2階以上)
高等看護学院	▲(2階以上)
国家公務員合同宿舎磯野住宅	▲(3階以上)
国家公務員合同宿舎小浜住宅	▲(2階以上)
国家公務員合同宿舎造道住宅	▲(2階以上)
桜川八甲緑地	×

施設名	津波(更新後)
篠田小学校	▲(2階以上)
篠田福祉館	×
千刈小学校	▲(2階以上)
中央市民センター	▲(2階以上)
中央市民センター相野分館	×
中央市民センター後潟分館	×
中央市民センター西田沢分館	×
中央市民センター左堰分館	×
中央西公園	×
つくだウェザーパーク	×
佃小学校	▲(2階以上)
造道小学校	▲(3階以上)
造道中学校	▲(2階以上)
堤小学校	▲(2階以上)
東部市民センター	▲(2階以上)
長島小学校	▲(2階以上)
浪打小学校	▲(2階以上)
野内小学校	▲(2階以上)
橋本公園	×
橋本小学校	▲(3階以上)
花園町公園	×
古川市民センター	▲(2階以上)
古川小学校	▲(2階以上)
古川中学校	▲(1階以上)
平和公園	×
北斗高等学校	▲(2階以上)
ホテル青森	▲(3階以上)
ホテル秋田屋	▲(2階以上)
本町公園	×
松原公園	×
リンクモア平安閣市民ホール (青森市民ホール)	▲(3階以上)

※上記のほか、建物の建て替えにより、ほろがけ福祉館、幸畑福祉館を指定避難所として指定しました。また、災害時における支援協力に関する協定の締結により、マルハン三好店、マルハン浜田店、ダイナム青森西店、ダイナム青森浪岡店を指定緊急避難場所として指定しました。



▲詳細はこちら
(市ホームページ)

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まりました

圏危機管理課 (☎017-734-5059)

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でモーメントマグニチュード(Mw)7.0以上の地震が発生した場合には、大規模地震の発生可能性が普段より相対的に高まっているとして、気象庁から、後発の巨大地震に備えた注意を促す情報「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信する運用が、令和4年12月16日から始まりました。

青森市では、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合は、市メールマガジンやホームページなどで速やかに市民の皆さまにお知らせしますので、後発地震への備えの再確認や迅速な避難体制など必要な防災対応をとりましょう。



■青森市メールマガジン登録画面

青森市の防災情報（災害に対する避難情報や避難所の開設など）は、市メールマガジンを登録することで迅速かつ確実に入手することができます。ぜひ、市メールマガジンをご登録ください。



◀青森市メールマガジンの登録はこちらから（市ホームページ）



水道部総務課
(☎017-734-4201)

水源保護区域での制限行為は許可が必要です

横内浄水場水源保護区域内で水道水源に汚染等を及ぼすおそれのある行為を行う場合は、個人・事業者を問わず、一部の例外を除き許可が必要です。違反行為には、懲役や罰金などの罰則があります。

許可が必要な行為▼汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物の設置（改築、増築などを含む）／宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取その他土地の形質を変更する行為／井戸を掘るなどの行為

※市内の他の水道水源も「青森市水道水源保護指導要綱」により保護しています。詳細は、青森市水道事業ホームページをご覧ください。か、お問合せください。

圏清掃管理課
(☎017-718-1179)

■青森地区

し尿のくみ取り料金	(税込み)	
	現在	改定後
1回のし尿収集量が180ℓまで	1,585円	1,861円
180ℓを超える場合は1ℓごとに右記の額を加えた額	8.81円	10.34円

■浪岡地区

し尿のくみ取り料金	(税込み)	
	現在	改定後
1回のし尿収集量が180ℓまで	1,430円	1,678円
180ℓを超える場合は1ℓごとに右記の額を加えた額	7.94円	9.32円

し尿のくみ取り料金が改定されます

4月1日から、青森地区では平成10年から、浪岡地区では平成15年から据え置かれてきたし尿のくみ取り料金について、処理原価の高騰等を踏まえ、改定されます。改定後の料金は左表のとおりです。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

事故の危険性がある異物が混入しています！

圏清掃管理課 (☎017-718-1179)

令和4年度中に「その他のプラスチック」として収集された物の中に、「注射器及び注射針」「エアゾール缶（カセットボンベ）」「電池」「包丁」などが混入していました。

これらが資源ごみの中に混入することで、収集や選別をする作業員のけがや、周りの可燃物に着火し、甚大な火災になる危険性があります。適切な分別をお願いします。

注射器や注射針等の在宅医療廃棄物を処分する場合は、処分された医療機関または薬局等へご相談ください。

■「その他のプラスチック」に混入していたもの

令和4年1月～9月合計	エアゾール缶	ライター	電池	包丁	カミソリ等	ハサミカッター	ピーラースライサー	電球	検査キット
	1,845缶	492本	1,000本	20本	1,609本	120本	100本	54個	522個